

# 統計の概要

## 1 統計の目的及び沿革

世帯土地統計は、土地基本調査の中で我が国の世帯における土地の所有・利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地関係諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

なお、世帯土地統計は、土地基本調査を開始した平成5年には総務庁が国土庁の委託を受け、「土地基本調査世帯調査」の名称で統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく承認統計として第1回目を実施した。

一方、昭和23年以来5年ごとに総務庁が実施している住宅統計調査（指定統計第14号を作成するための調査）は、平成10年に実施する調査より従来の調査事項に加えて、現住居以外の住宅・土地に関する事項を追加する等内容を拡充し、名称も「住宅・土地統計調査」と変更されることとなった。

これに伴い、「土地基本調査世帯調査」は、報告者負担軽減と統計調査の効率的な実施の観点から実地に調査を行うことなく「平成10年住宅・土地統計調査」の結果を転写・集計することとし、今回調査においても「令和5年住宅・土地統計調査」の結果を転写・集計することにより統計のとりまとめを行った。

## 2 統計の作成方法

世帯土地統計は、総務省が実施した「令和5年住宅・土地統計調査」の調査票乙の

次の調査事項を転写・集計することにより作成した。

- (1) 世帯に関する事項
  - ア 世帯の構成
  - イ 世帯全員の1年間の収入(税込み)
  - ウ 世帯の種類
- (2) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
  - ア 従業上の地位
- (3) 住宅に関する事項
  - ア 所有関係
  - イ 住宅の建て方
- (4) 現住居の敷地に関する事項
  - ア 所有関係
  - イ 名義人
  - ウ 敷地面積
  - エ 取得方法・取得時期等
- (5) 現住居以外の土地に関する事項  
(現住居の敷地以外の宅地など)
  - ア 所在地
  - イ 所有形態
  - ウ 面積
  - エ 取得方法
  - オ 取得時期
  - カ 利用現況
  - キ 土地の主たる使用者  
(農地・山林)
  - ク 農地・山林の所在地
  - ケ 面積の合計

なお、「令和5年住宅・土地統計調査」の詳細については、同調査の調査計画及び調査の概要等を参照されたい。

世帯土地統計は、令和5年住宅・土地統計調査の調査票乙について、主世帯を対象に同調査と同様の手法（調査単位区別に同調査の推定乗率を乗じて合算）を用いて集計した。なお、推定乗率の詳細については、同調査の標本抽出方法及び結果の推定方法を参照されたい。

なお、調査票甲及び乙に共通した調査事項で集計した土地所有世帯数が、調査票乙のみを集計した結果と乖離がみられる場合には、調査票甲及び乙の集計結果と一致するよう補正した。

土地資産額の推定については、後述の「土地資産額の推計手法」を参照されたい。

### 3 集計及び統計の公表

世帯土地統計の集計結果については、参考1の「令和5年世帯土地統計集計事項一覧表」によって、全国、都道府県、政令指定都市・県庁所在市別に集計・製表を行った。

この結果は、インターネットへの掲載により公表する。

# 土地資産額の推計手法

## 1 総論

土地資産額は、各世帯が所有する土地について、現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地など、農地、山林の土地の種類別に、各々の土地面積とそれに対応する地価を乗ずることによって推計した。

なお、各々の土地に対応する地価は、原則として「令和5年法人土地・建物基本調査」（以下、「法人」という）の土地資産額の推計手法に準じて推定している。

## 2 現住居の敷地

### (1) 推計手法

現住居の敷地の資産額については、各世帯が所有する各々の土地の面積に、地価関数により推定したその土地の地価を乗じたものを積上げることで推計した。

### (2) 地価の推定

#### ア 利用した地価関数

地価推定に際しては、法人の土地資産額推計において推定した住宅地の地価関数を利用した。

#### イ 地価の推定

地価の推定に際しては、アの地価関数に、地積についてはその土地の面積を、それ以外の変数についてはその敷地の属する大字・町丁目の平均的属性を代入することによって求めた。

## 3 現住居の敷地以外の土地

### (1) 推計手法

現住居の敷地以外の土地の資産額については、各世帯が所有する市区町村別の合計面積に、対応する地価を乗じて推計した。

### (2) 地価の推定

#### ア 現住居の敷地以外の宅地など

現住居の敷地以外の宅地などの地価は、土地の利用現況によってA～Eの5つに区分し、推定を行った（表1）。対応する地価としては、それぞれ、法人の土地資産額推計における宅地などの地価の市区町村別面積加重平均値、林地地価関数による世帯所有山林の市区町村別地価を採用した。

表1 現住居敷地以外の宅地などの地価推定方法

区分	土地の利用現況	地価推定方法
A	一戸建専用住宅、一戸建店舗等併用住宅、共同住宅・長屋建住宅、屋外駐車場	法人が所有する「社宅・従業員宿舎」、「福利厚生施設、賃貸住宅など」、「文教用施設」、「宗教用施設」、「医療・福祉施設」、「その他の建物」、「駐車場」、「グラウンド」の市区町村別面積加重平均地価
B	事務所、店舗、ビル型駐車場	法人が所有する「事務所」「店舗」「ホテル・旅館」「ビル型駐車場」の市区町村別面積加重平均地価
C	工場・倉庫、資材置場	法人が所有する「工場・倉庫」「資材置場」の市区町村別面積加重平均地価
D	スポーツ・レジャー用地	山林の平均地価を適用
E	その他の建物、その他に利用、空き地、原野など、利用現況不詳	本表区分A、B及びC並びに農地及び山林の平均地価を適用

#### イ 山林の地価

山林の地価は、法人の土地資産額推計において推定した林地の地価関数に、当該山林の土地の属する市区町村の属性を代入することによって推定を行った。

#### ウ 農地の地価

農地の地価は、その市区町村が属する都道府県の農地平均地価を採用した。

都道府県の農地平均地価については、法人の土地資産額推計と同様の手順で行った。

# 用語の解説

## 《世帯》

### ○世帯

住居と生計を共にしている人々の集まり、または、一人で一戸を構えている（一人でアパートなどに住んでいる人を含む）人を一つの世帯とし、住居は共にしているが生計を別にしてしている場合は、「同居世帯」（別の世帯）という。

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

### ○世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

たまたま旅行などで一時不在の人でも、ふだんそこに住んでいれば世帯人員に含めた。

船舶に乗り組んで長期不在の人（自衛隊の艦船乗組員を除く）は世帯人員に含めた。

なお、「単身の住み込みの家事手伝い」は雇主の世帯に含めるが、「住み込みの従業員」や「下宿人」、「間借り人」は、雇主や家主の世帯とは別の世帯とした。

### ○世帯の型

主世帯を世帯員の世帯主との続き柄及び

その世帯の中で最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係により、次のとおり区分した。

なお、配偶者が単身赴任などのため長期不在で、世帯人員に含まれない場合は、その配偶者を除いて世帯の型を決めた。

- ◇ 夫婦のみの世帯
- ◇ 夫婦と子のみの世帯
- ◇ 夫婦、子と親のみの世帯
  - ・ 夫婦、子と両親から成る世帯
  - ・ 夫婦、子とひとり親から成る世帯
- ◇ 夫婦と親のみの世帯
  - ・ 夫婦と両親から成る世帯
  - ・ 夫婦とひとり親から成る世帯
- ◇ 男親または女親と子のみの世帯
  - ・ 男親と子から成る世帯
  - ・ 女親と子から成る世帯
- ◇ 兄弟姉妹のみの世帯
- ◇ 他の親族がいる世帯
  - ・ 夫婦と他の親族（親、子を含まない）から成る世帯
  - ・ 夫婦、子と他の親族（親を含まない）から成る世帯
  - ・ 夫婦、親と他の親族（子を含まない）から成る世帯
  - ・ 夫婦、子、親と他の親族から成る世帯
- ◇ 一人の世帯
- ◇ その他の世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

## ○世帯の年間収入

世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

## ○世帯の家計を主に支える者

その世帯の家計の主たる収入を得ている人。

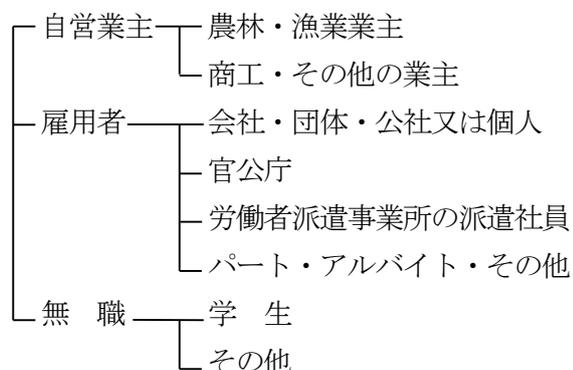
なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯のうち一人を代表者とし、その代表者を家計を主に支える者とした。

### 【年齢】

調査期日現在の満年齢。

### 【従業上の地位】

世帯の家計を主に支える者の従業上の地位を次のとおり区分した。



## <自営業主>

### ◇農林・漁業業主

個人で農業、漁業などを営んでいる者。

### ◇商工・その他の業主

個人経営の商店主・工場主など、農林・漁業業主以外の自営業主をいう。個人で自己の専門の技術又は知識を内容とする業務に従事している開業医・弁護士・著述家・画家・公認会計士なども含まれる。家庭で内職している場合もここに含めた。

## <雇用者>

### ◇会社・団体・公社又は個人

会社、都市再生機構（UR）・公社やその他の法人・団体又は個人に常時雇われて、給料・賃金を受けている者（会社員・団体職員・個人商店の従業員など）。

また、会社・団体の社長・取締役・理事などのいわゆる役員もここに含めた。

### ◇官公庁

現業・非現業を問わず、国又は地方公共団体に常時雇われて、給料・賃金を受けている者。

### ◇労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者

### ◇パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。専門的職種に従事さ

せることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者も含む。

<無職>

◇学生

ふだん仕事をしないで、主に通学をしている者。

◇その他

ふだん仕事をしないで、仕送り金、雇用保険金、生活保護給付金、年金、財産収入などで生活している者。

## 《世帯が所有する土地》

### ○所有土地

所有土地とは、令和5年10月1日現在、世帯員の名義で所有する土地をいい、共有の場合を含む。また、最近取得した土地で、登記がまだ済んでいない場合や分割払いなどで支払いの完了していない場合も、所有土地に含む。また、親の名義の土地に住んでいる場合や共同住宅あるいは長屋建の住宅で、その建物の敷地が各住宅に居住している世帯との共同所有（区分所有）になっている場合も「所有地」とした。

### ○土地の種類

その世帯が所有している土地の種類を、現況により次のように区分した。

#### 【現住居の敷地】

世帯が居住している住宅又は建物の敷地。なお、「居住している」とは、原則として、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

敷地の所有の関係が「所有地」又は「借地」であり、登記の有無、登記上の地目（宅地、田、畑などの区分）や登記上の土地の区分（一筆）に関係なく、その住宅及び附属建物の敷地となっている土地をいう。工場、事務所などと同じ構内に住宅がある場合には、工場、事務所などの敷地を除いた。農家などの場合、囲いの中にある附属建物（作業所、畜舎など）の部分の敷地は含めたが、畑などに使っている部分は、登記上の地目に関

係なく除いた。マンションなどの共同住宅や長屋建の住宅の場合は、棟の敷地面積ではなく、各住宅の敷地相当分（区分所有分）である。

#### 【現住居の敷地以外の土地】

主世帯の世帯員が、現在居住している住宅の敷地のほかに所有している土地（農地、山林、住宅用地、事業用地、原野、荒れ地、池沼など）をいう。

ここでいう「所有している」とは、登記の有無にかかわらず世帯員がその土地の固定資産税を納付している場合をいい、世帯員が相続する予定の土地について相続手続き中の場合も「所有している」とした。

なお、世帯員が「現住居の敷地以外に所有する土地」を複数所有している場合、その詳細（土地の所在地、面積等）について、「宅地など」については面積の大きい順に3区画まで、「農地」及び「山林」については面積の大きい順にそれぞれ2市区町村までを調査した。

現住居の敷地以外に所有する土地について、次のとおり区分した。

#### <農地・山林>

田、畑、果樹園、牧場として使用している土地（農地）及び山林である土地

休耕田については、いつでも耕作できる状況にある場合、又は耕作の意思がある場合は農地に含めた。耕作放棄地は含まない。

## ＜宅地など＞

「農地」又は「山林」以外の土地  
住宅用地や事業用地のほか、原野、  
荒れ地、池沼なども含む。

### ○現住居の敷地の所有状況

世帯における現住居の敷地の所有状況を、不動産の登記簿上の名義人によって次のとおり区分した。

#### 【現住居の敷地を所有している】

##### ◇世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合

##### ◇他の世帯の世帯員又は法人などと共有

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合

#### 【現住居の敷地を所有していない】

##### ◇住居又は生計を共にしていない親族又は法人など

住居又は生計をともにしていない親族（配偶者、親、祖父母、子、おじ・おば、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人又は会社などの法人が名義人となっている場合

##### ◇借地・その他

その世帯の世帯員以外の者が所有している場合（一般の借地権、定期借地権など）、アパートや一戸建・長屋建の借家に住んでいて、その敷地について所有権又は借地権のいずれもない場合

### ○所有形態

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などの所有形態を次のとおり区分した。

#### ＜世帯員の単独所有又は世帯員同士の共有＞

その世帯の世帯員のいずれかの名義となっている場合又はその世帯の世帯員同士の共有名義となっている場合

#### ＜他の世帯の世帯員又は法人などと共有＞

その世帯の世帯員と他の世帯の世帯員（住居又は生計を共にしていない親族、友人や知人、同僚など）又は会社・法人などとの共有名義となっている場合

### ○現住居の敷地以外の宅地などの所有件数

現住居の敷地以外の宅地などの所有件数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごとに1件とした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地・山林の所有件数については、所在する市区町村ごとに1件とした。

### ○土地所有面積

現住居の敷地については、その世帯の世帯員が一部でも所有している場合の敷地全体の面積をいう（世帯員の「持ち分」以外の面積を含む）。

現住居の敷地以外の土地については、所有している世帯の世帯員の「持ち分」の面積の合計をいう。

### ○所有土地の所在地

所有している土地の所在地を次のとお

り区分した。

#### <自都道府県>

所有している土地の所在地が居住地と同じ都道府県の場合

#### <自市区町村>

所有している土地の所在地が居住地と同じ市区町村の場合

### ○取得時期

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などを買ったり、譲り受けたり、相続した時期をいう。なお、借りていた宅地などを買った場合には、買った時期とした。

### ○取得方法

現住居の敷地、現住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお、宅地などを購入した場合は、仲介者ではなく、宅地などを買った直接の相手方とした。複数の方法によって取得した場合は、面積の最も大きな部分を取得した方法とした。

#### <国・都道府県・市区町村から購入>

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合

#### <会社・都市再生機構・公社などの法人から購入>

会社などの法人の所有する土地や、都市再生機構（UR）又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社・開発協会などの所有する土地を買った場合

#### <個人から購入>

個人の所有する宅地などを買った場合

#### <相続・贈与で取得>

相続や贈与によって宅地などを取得した場合

#### <その他>

上記以外の方法で取得した場合  
例えば、土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合など

### ○現住居の敷地の利用現況

現住居の敷地の利用現況について、住宅の建て方により次のとおり区分した。

#### <一戸建>

一つの建物が1住宅であるもの

#### <長屋建住宅>

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別に外部への出入口を有しているもの。

いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

#### <共同住宅>

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共有しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

1階が店舗で、2階以上に二つ以上の住宅がある建物も含む。

#### <その他>

上記のどれにも当てはまらないもの  
例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

### ○現住居の敷地以外の宅地などの利用現況

現住居の敷地以外の宅地などの利用現

況について、次のとおり区分した。

なお、複数の目的に利用している場合は、主な利用現況とした。また、宅地などを貸している場合（無償を含む）は、貸している土地がどのように利用されているかにより区分した。

#### 【主に建物の敷地として利用】

##### ＜一戸建専用住宅＞

一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅

##### ＜一戸建店舗等併用住宅＞

一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅

##### ＜共同住宅・長屋建住宅＞

アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅

##### ＜事務所・店舗＞

事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など

##### ＜工場・倉庫＞

工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫、蔵など（資材置場などに利用している建物も含む）

##### ＜ビル型駐車場＞

屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る駐車場（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む）としてのみ使用される建物

なお、1階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものは含む

##### ＜その他の建物＞

上記以外の建物

#### 【主に建物の敷地以外に利用】

##### ＜屋外駐車場＞

建物を建てずに駐車場に利用している場合

##### ＜資材置場＞

建物を建てずに資材置場として利用している場合

##### ＜スポーツ・レジャー用地＞

運動場、テニスコート、ゴルフ場、公園など、主にスポーツ・レジャー用として利用している場合

##### ＜その他＞

道路や家庭菜園など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外の土地

#### 【利用していない】

##### ＜空き地＞

住宅用地・事業用地となっている土地で、特に利用していない土地

#### 【その他】

##### ＜原野など＞

住宅用地・事業用地となっていない土地で、特に利用していない土地（荒れ地・池沼などを含む）

#### ○現住居の所有の有無

現住居を所有しているとは、その世帯の世帯員（世帯主を含む）が名義人となっているものをいう（共有名義の場合を含む）。

## ○土地の主たる使用者

現住居の敷地以外の宅地などの利用現況が「主に建物の敷地として利用」、「主に建物の敷地以外に利用」の土地について、主たる使用者を次のとおり区分した。

ここでいう「使用者」とは、その土地を継続的に使用している人又は会社などをいう。

### <自世帯使用>

その世帯の世帯員のいずれかが使用

### <住居又は生計を共にしていない配偶者・親などが使用>

住居又は生計をともにしていない配偶者、親、祖父母、子などが使用

### <その他の世帯・法人などが使用>

上記以外の親族（住居又は生計を共にしていないおじ・おば、甥・姪、兄弟姉妹など）や親族以外の人、会社などの法人が使用

## ○土地資産額

世帯が所有する個々の土地について、令和5年1月1日現在の地価を推定し、これらを土地面積に乗じて推計したものである（詳細は「土地資産額の推計手法」を参照）。

## 《地 域》

### ○圏域区分

圏域区分は、次のとおりである。

三大都市圏

東 京 圏…埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県

名古屋圏…愛知県、三重県

大 阪 圏…京都府、大阪府、兵庫県

地 方 圏…三大都市圏以外の道県

### ○地域区分

地域区分は、次のとおりである。

北海道…北海道

東 北…青森県、岩手県、宮城県、  
秋田県、山形県、福島県

関 東…茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県

北 陸…新潟県、富山県、石川県、  
福井県

中 部…山梨県、長野県、岐阜県、  
静岡県、愛知県、三重県

近 畿…滋賀県、京都府、大阪府、  
兵庫県、奈良県、和歌山県

中 国…鳥取県、島根県、岡山県、  
広島県、山口県

四 国…徳島県、香川県、愛媛県、  
高知県

九州・沖縄…福岡県、佐賀県、長崎県、  
熊本県、大分県、宮崎県、  
鹿児島県、沖縄県









表側	表頭	集計事項	表章区分別表番号							
			全国		都道府県		政令指定都市			
			統計表	掲載表	統計表	掲載表	統計表	掲載表		
世帯人員(5区分)・世帯の型(19区分)・世帯の年間収入階級(5区分)・家計を主に支える者の年齢(5区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(3区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積			40	27	31	22		
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(6区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数	97	50						
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(5区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数			41					
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(6区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積	98	51						
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(5区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積			42					
所有面積階級(6区分)・現住居の敷地以外に所有する宅地などの資産額(10区分)・所有形態(2区分)・主たる使用者(4区分)・取得時期(7区分)・取得方法(5区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数	99	52						
所有面積階級(5区分)・所有形態(2区分)・主たる使用者(4区分)・取得時期(7区分)・取得方法(5区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)・所有土地の所在地(2区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数			43					
所有面積階級(6区分)・現住居の敷地以外に所有する宅地などの資産額(10区分)・所有形態(2区分)・主たる使用者(4区分)・取得時期(7区分)・取得方法(5区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積	100	53						
所有面積階級(5区分)・所有形態(2区分)・主たる使用者(4区分)・取得時期(7区分)・取得方法(5区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)・所有土地の所在地(2区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積			44					
世帯の年間収入階級(6区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数	101							
世帯の年間収入階級(5区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数			45					
世帯の年間収入階級(6区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積	102							
世帯の年間収入階級(5区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積			46					
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数	103							
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数			47					
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積	104							
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 取得時期(7区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積			48					
土地の所在地(55区分)・所有土地の所在地(2区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数	105	54						
土地の所在地(47区分)	利用現況(8区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数							9	9
土地の所在地(55区分)・所有土地の所在地(2区分)	利用現況(15区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積	106	55						
土地の所在地(47区分)	利用現況(8区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積							10	10
<b>5-4 主たる使用者別、現住居の敷地以外の宅地などの所有件数及び所有面積</b>										
世帯の年間収入階級(11区分)・家計を主に支える者の年齢(11区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(11区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)	107	56						
世帯の年間収入階級(5区分)・家計を主に支える者の年齢(11区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(3区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)			49					
世帯の年間収入階級(11区分)・家計を主に支える者の年齢(11区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(11区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)	108	57						
世帯の年間収入階級(5区分)・家計を主に支える者の年齢(11区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(3区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)			50					
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(6区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)	109							
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(5区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)			51					
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(6区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)	110							
家計を主に支える者の従業上の地位(3区分), 世帯の年間収入階級(5区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)			52					
所有面積階級(6区分)・現住居の敷地以外に所有する宅地などの資産額(10区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)	111	58						
所有面積階級(5区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)・所有土地の所在地(2区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)			53					
所有面積階級(6区分)・現住居の敷地以外に所有する宅地などの資産額(10区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)	112	59						
所有面積階級(5区分)・現住居の敷地の所有の有無(2区分)・所有土地の所在地(2区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)			54					
土地の所在地(55区分)・所有土地の所在地(2区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有件数(主に居住用に利用している宅地などの所有件数一特掲)	113	60						
土地の所在地(55区分)・所有土地の所在地(2区分)	主たる使用者(4区分)	現住居の敷地以外の宅地などの所有面積(主に居住用に利用している宅地などの所有面積一特掲)	114	61						
<b>6 土地の資産額に関する事項</b>										
<b>6-1 土地の種類別、資産額</b>										
世帯人員(6区分)・世帯の型(19区分)・世帯の年間収入階級(11区分)・家計を主に支える者の年齢(11区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(11区分)	土地の種類(4区分)	資産額	115	62						
世帯の所在地(55区分)	土地の種類(4区分)	資産額	116	63						
<b>6-2 利用現況別、現住居の敷地の資産額</b>										
世帯人員(6区分)・世帯の型(19区分)・世帯の年間収入階級(11区分)・家計を主に支える者の年齢(11区分)・家計を主に支える者の従業上の地位(5区分)	利用現況(7区分)	現住居の敷地の資産額	117	64						

